### 令和7年10月15日 【資料提供】

健康福祉部少子化対策監室

子ども政策課長 沖野 (児童館) 076-225-1447 (内線 4181) 子育て支援課長 奥村 (保育施設・児童養護施設等) 076-225-1420 (内線 4060)

第1回児童福祉施設における防災計画作成指針策定委員会の結果について

昨日、開催した標記委員会について、その結果をお知らせします。

### <概要>

能登6市町の児童福祉施設に実施したアンケート調査結果や指針改定素 案について、事務局から説明の後、各委員から意見をいただいた。

## <各委員からの主な意見>

指針改定素案に特に異論はなく、施設ごとに支援の受け入れ体制を整えるべきなどの意見が多かった。

## 全般

- ・施設ごとに受援体制(応援者の役割や必要となる物資など)を予め整理しておくこと。
- ・子どもや保護者の安全はもとより、職員が安全にかつ持続的に働けることについて、指針に盛り込むべき。
- ・施設種別ごとに応じて、その利用者の特性に配慮した初動体制、施設の 役割等を指針に盛り込む必要がある。
- ・今回は能登で震災が発生したが、金沢など地理的・人的条件の違う地域 で災害発生した場合にも対応できるような指針とする必要がある。
- ・能登半島地震後に改正となった災害救助法令に定める従事命令について、 保育士も対象となったことから、指針にも反映すべき。

# 情報

・行政と施設間で必要となる支援の内容や情報共有のための手段について、 具体的に盛り込むべき。

# 人・人材

・今回の震災では、宿舎の不足により断続的な支援にとどまったが、施設 の特性上、1~2週間くらい継続した支援を受けられることが望ましい。 物資

- ・子どもの精神面に配慮し発達段階に応じた児童書・玩具等が必要である。 連携
- ・市町や町会等の地域との事前のルール作りが重要である。
- ・施設内だけでなく、児童の送迎や職員の通勤経路について、安全を確保

する必要がある。

# その他

・支援に入る保育士やDWATによる相談支援は、平常時の相談支援とは異なるため、発災後の状況変化に応じた対応が必要であることを指針改定案に盛り込むべき。